

小田原市工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小田原市が発注した工事（以下「工事」という。）を施行した者に対し、表彰をすることにより、工事の適正な施行と技術の向上に資することを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、感謝状を贈ることにより行うものとする。

2 前項の表彰には、副賞等を添えることができる。

(被表彰者の選考)

第3条 表彰を受けることができる者は、請負工事成績評定要綱（以下「成績評定要綱」という。）の評定で80点以上の成績を修めた者とする。

(欠格条項)

第4条 前条の規定により表彰を受けることができる者に該当する場合であっても、当該工事完成期日前2箇年の間において小田原市の指名競争入札に参加することのできる者の資格等に関する事務取扱要項第6条第4項の規定により入札参加者の指名を停止された者に対しては、表彰を行わないものとする。

(審査)

第5条 表彰についての審査は、成績評定要綱に基づき、検査を担当する課長（以下「検査担当課長」という。）が行うものとする。

(表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、検査担当課長の審査結果に基づき、市長が決定する。

(表彰者の公表)

第7条 前条の規定により決定した被表彰者は、広報紙等により公表する。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、一定の期間とりまとめ行うものとする。

(実施規定)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成16年度の工事から適用する。

附 則（平成20年3月5日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。